

## 9月定例県議会を終えて

### 被災者の医療費・介護保険利用料免除継続、消費税10%増税反対の意見書採択

2014年10月24日

日本共産党県議会議員

斉藤 信

高田一郎

#### はじめに

9月定例県議会が9月26日から10月24日まで開催されました。高田一郎県議が一般質問に立つとともに、斉藤信県議が議案に対する質疑を行い、全部局での決算特別委員会で質問に立ち、被災者の生活再建と県民要求実現に全力を上げました。

被災者の医療費・介護保険利用料の免除継続の課題は今議会で最も重要な課題と位置付け取り組み、来年12月まで継続することになりました。

子どもの医療助成の対象年齢の拡充と現物給付の課題については、「市町村と協議をする」との回答を引き出しました。その後、10月17日には県市長会が知事に対して子どもの医療を中学生まで拡充することと現物給付化を求める予算要望を行っており、実現に向けた大きな転機をつくりました。

消費税の10%増税に反対する請願は総務常任委員会で自民党といわて県民クラブの反対で不採択となったものの、本会議で逆転採択となり、全国の都道府県議会では初の意見書採択となりました。

県立花泉高校の来年度からの1学級減の計画が当面見直されることになったことも県議会での論戦を踏まえた貴重な成果でした。

2013年度岩手県一般会計決算については、決算額で、歳入1兆1580億円、歳出1兆584億円となりました。そのうち震災復興関連は歳出額で約4000億円となっています。被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置や住宅再建の補助など積極的な側面が特徴ですが、DIO ジャパンによるコールセンターの破たん、高額なリース料の無償譲渡などの問題で集中審議が行われ、一般会計決算については継続審議となりました。県立病院等会計決算については、27.7億円余の黒字会計となったものの、看護師は33人が削減され、9日夜勤が13病院、のべ628人に及ぶなど過酷な状況となっていることから、抜本的な改善を求め反対の態度を取りました。

党県議団が紹介議員となった「消費税10%増税反対」、「被災者生活再建支援制度の拡充」「被爆者援護法の改正」、「灯油高騰への緊急対策」「政府による緊急の過剰米処理を求める」請願は全て採択となり、国への意見書も採択されました。

## 1. 東日本大震災津波の復興の現状と課題、成果について

- 1) 被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置は、来年 12 月まで継続実施されることになりました。保険医協会による被災者アンケートと請願、復興県民会議と社保協による請願の提出と採択が大きな力となりました。県民運動の成果です。
- 2) 防災集団移転事業の被災宅地の買い上げによる所得増で被災者の国保税・住民税の増税、介護保険料の値上げとホテルコストの補足給付の削減への対策を取り上げました。国保と住民税の所得割りには 5000 万円までの控除措置がありますが、均等割り等は増税となります。介護保険料については 142 条に基づいて市町村が独自に減免できることを示し、市町村に徹底させることにしました。ホテルコストの補足給付の削減の影響が大きく 80 万円程度の負担増になります。防集による土地買い上げは自治体の地場によるものであり、被災者の住宅再建の費用でもあることから国に特別の対応を求めると答弁させました。国会議員団とも連携して取り組んでいます。
- 3) 被災者のいのちと健康が脅かされている実態を各種調査で明らかにし、保健師の訪問、生活支援員による訪問と見守りなどの活動の強化と継続を求めました。被災地福祉灯油・福祉灯油の実施については、「市町村の意向を十分確認しながら、県の補助の必要性を検討していく」として先送りとなりました。
- 4) 住宅の建築費が高騰し、坪当たり 55 万 3 千円（沿岸）と震災前より 6.8 万円高くなり、30 坪の家を建てる場合 204 万円もの負担増となっていることを示し、県・市町村のさらなる支援策の拡充を求めました。知事は必要性は認めたものの、「厳しい財政状況の下では難しい、被災者生活再建支援金の増額と震災復興特別交付税などの措置による支援の拡大を国に要望している」と答えるにとどまりました。金融機関による二重ローン解消のガイドラインの取組を徹底、強化することを求めました。
- 5) 災害公営住宅については、昨年度までに 574 戸が完成、今年度に 1148 戸、累計 1722 戸、計画の 5946 戸に対して 28.9%、来年度は 2626 戸増で累計 4348 戸、計画比 73.1% となります。木造公営住宅は検討中を含め 1223 戸、うち戸建てが 1024 戸、長屋が 199 戸となっており、県が建設する災害公営住宅についても木造戸建てを検討するよう求めました。なお、1 戸当たりの建設費は 2020 万円となっており、約 500 万円、35%高騰しています。
- 6) 高台移転や区画整理事業などのまちづくり事業については、宅地造成の計画が 9722 戸（13 年 3 月末）から 8203 戸（14 年 8 月末）に 1519 戸減少していることを示し、自立再建をあきらめざるを得ない状況と待ち切れずに再建するなど、時間との勝負となっていることを明らかにしました。面的整備事業による宅地造成は、昨年度末で 249 戸、今年度末までに 859 戸増で累計 1108 戸、8263 この計画に対し 13.4%にとどまります。来年度末までに 2762 戸増の計画ですが累計で 3872 戸、計画の 45.4%と半分以下となっています。陸前高田市などでは、計画戸数に対して申請数が大幅に減少する事態も生じています。

グループ補助を受けながら住宅兼店舗の建設に住宅ローンが受けられないで再建できていない事業者が 70 件以上に及ぶ問題についても、国の特例措置を講じるよう求めるとともに、国会議員団とも連携して取り組んでいます。

- 7) JR 山田線・大船渡線の早期復旧の課題については、他の議員が県の対応の遅れを追及したのに対して、問題の根源に JR 東日本の無責任な対応にあることを指摘し、あくまでも JR の責任で鉄道の早期復旧と持続的な経営が確保されるように求めました。JR 大船渡線については、400 億円もの山側ルート案に根拠がなく、撤回を求めるよう提起しました。
- 8) 災害廃棄物の処理は 3 月末で完了しました。全体で 584 万トン、内訳はコンクリート殻 220 万トン、津波堆積土 161 万トン、不燃系廃棄物 110 万トンとなっています。再生利用は 511 万トン、焼却処分は 44 万トン、埋め立て処分は 29 万トンで、県内処理量 547 万トン、広域処理は 37 万トンでした。処理の費用は 2359 億円で、1 トン当たりの処理単価は 43000 円、宮城県は処理量 1951 万トン、処理費用は 7134 億円で、1 トン当たり 37000 円となっています。この違いは津波堆積土の量が宮城県の方が多かったからという答弁でした。
- 9) 震災復興の取り組みでは、他県から岩手県に 173 人の派遣があり、県の任期付職員は 295 人の任用となっています。被災市町村には 703 人の応援職員が派遣されており不足数は 42 人となっています。来年度がピークとされており、さらなる支援の強化が求められています。応援職員の中には昨年、今年と病死する事態も起きており、健康管理と心のケアの取り組みの強化を求めました。

## 2. 福祉と防災のまちづくりの取組と成果について

- 1) 子どもの医療助成の拡充について、対象年齢の拡充と現物給付を求める論戦を一般質問でも、決算総括質疑でも取り上げ、「市町村と協議する」との知事答弁を引き出しました。その後、10 月 17 日に、県市長会が子どもの医療費の中学生までの拡充と現物給付化を求める提言を知事に行っており、新しい転機を迎えています。この背景には 17 市町村議会における現物休暇を求める意見書の採択と「子どもの医療費拡充を求める岩手の会」の取り組みなど県民運動の広がりがあります。県内市町村では、高校卒業までが 5 町村、中学校卒業までが 11 市町村、小学校卒業までが 9 市町村と対象年齢は拡充されています。来年度の実施に向けて県民運動を広げるとともに、12 月県議会への取組が極めて重要となっています。
- 2) 子ども子育て支援制度への対応について一幼保連携型認定子ども園の基準条例に反対  
子ども子育て新制度が来年 4 月から実施されます。県議会には、幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例案が提案されました。この内容は学級編成基準が 35 人以下、職員の配置基準も現行の不十分な保育所基準、食事の提供については 1 号認定、2 号認定、3 号認定の子どもにとってまちまちの基準とするな

ど不十分な国の基準を踏襲するもので、抜本的な改善を求めて反対しました。小規模保育事業C型については、全て保育士としたのが4市町、1人は保育士としたのが3市など国の基準を超える設置基準としています。

学童保育事業については、県内市町村は概ね国の基準としています。八幡平市だけが1クラブ60人以下に緩和していることは問題です。設備の運営基準について経過措置については15市町村が設けていますが、「当分の間」が12自治体、「40人以下」については17自治体が設け、「5年以内」が3自治体にとどまり、「当分の間」が14自治体となっています。学童保育については量的拡充とともに、質的拡充が必要です。県は指導員の研修を行うことになっていますが1235人の全ての指導員を対象にするよう求めました。

3) 高すぎる国保税の改善求め国保の広域化に反対求める

県内の国保税の実態は加入者の課税所得が減少するなか、国保税の負担率は17.6%と過酷な状況となっています。滞納者に対する資格証明書の発行は9月1日現在212世帯と減少しているものの、短期保険証の発行世帯は8306世帯となっており、資産の差し押さえは3820件、13億円で前年度より大幅に増加しました。冷たい県政の象徴です。一般会計からの繰り入れは、昨年度9市町村で9億3千万円となっており、引き上げを抑える努力がされていますが、国保の広域化はこうした市町村の取り組みを否定するもので反対するよう求めました。

4) 介護保険の改悪の実態と改善を求める

介護保険の改悪によって、要支援者の訪問介護、通所介護サービスが市町村の地域支援事業に移行することになりました。介護事業者の訪問調査では丸投げされるのではないかというのが実態ですが、介護報酬の引き下げでこれまでの通りの介護サービスが受けられるかが大きな課題です。特養ホームの入所は要介護3以上となりますが、3月末段階の特養待機者は6642人、うち在宅で早期入所が必要な待機者は1321人となっています。この中には要介護1・2の267人も含まれています。今年度の特養ホームの整備計画が561床にとどまっており、待機者解消のための増設を強く求めました。

5) 県立病院の昨年度決算は、27.7億円の黒字となりました。これは入院・外来の診療単価が増加したことと給料・退職手当の減額や退職給付金等の繰延勘定焼却の減少によるものです。昨年度は医師が32人増員されましたが看護師は33人削減され、9日夜勤が13病院で延べ628人に及び、1人当たりの年休所得も平均で8.1日にとどまっています。育児休業時間を取っている看護師も月6回夜勤に組み込まれるなど過酷な状況となっており、医師、看護師の大幅増員を求め決算に反対しました。県立病院の消費税負担は累計で148億円で累積赤字164億円の90%を占めます。消費税8%増税で今年度は10億2千万円の負担増となります。

6) 米価の暴落対策では、農家の減収がナラシ対策等の補てんを含めても約90億円、県

内経済への影響額が 132 億円に及ぶことが明らかとなりました。とくに 15 ヘクタール規模の担い手農家では 190 万円の減収、30 ヘクタール規模の集落営農組織では 390 万円の減収となります。全算入のコメの生産費と比較すると 10 ヘクタール以上の農家でなければ生産費を賄えないこととなります。また、ナラシ対策に参加しているのは加入面積では 39%を占めますが、農家経営体数では販売農家の 5.6%に過ぎません。国の対策は全く見えないのが現状です。日豪 EPA 合意の内容と県内農業・畜産への影響を質しましたが、「本県の肉用牛生産や酪農などへの影響を懸念している」と述べたものの具体的影響については示されませんでした。

- 7) 漁業・水産業の復興状況については、稼働漁船が 10467 隻で震災前の 73.2%、養殖施設の整備が 17329 台で 65.4%とほぼ漁業者の要望に沿ったものになっています。魚市場の水揚げは昨年度、生産量で震災前の 63.9%、生産額は 87.3%となっています。サンマの不漁が影響しました。ワカメは生産量が 65.1%、生産額が 40.8%と再生産費を下回る状況です。コンブは 58.9%、57.2%です。水産加工業では 8 月 1 日時点の復興状況調査で、8 割が事業を再開し、6 割の事業者がほぼ震災前の状況に復旧したとしています。小型漁船漁業の実態と振興策については、平成 20 年の 2519 経営体から 25 年には 2087 経営体に減少し、漁業所得は平成 22 年を 100 とすると 25 年には 74 となっています。具体的な振興策は示されませんでした。岩手漁民組合員によるサケの刺し網漁の許可申請については、「現在慎重に申請内容を審査している」との答弁にとどまりました。
- 8) 教育の課題では、県立花泉高校の 1 学級減問題について、一般質問、商工文教委員会で取り上げ、見直しを求めました。10 月 20 日に開かれた教育委員会議では、地元での動向を見守ることが必要と花泉高校の 1 学級減を見直し、2 月の受験者数を踏まえて対応することになりました。異例の県議会の論戦を踏まえた結果となりました。特別支援学校の 8 校、68 に及ぶ教室不足の解消問題と特別支援学校・分校の増設。滝沢市の中学生の自殺といじめ対策。高校再編のあり方について取り上げました。

### 3. DIO ジャパンによるコールセンターの閉鎖、解雇、賃金未払い問題と緊急雇用事業の不正問題を追及

- 1) DIO ジャパンによる企業誘致の破たんと緊急雇用事業における不正問題を 10 月 8 日の商工文教委員会、15 日の決算総括質疑、20 日の決算商工労働観光部での集中審議、23～24 日の決算集中審議で徹底して取り上げました。
- 2) 県内 7 市町に企業立地したコールセンターは全て破たんし、少なくない労働者の解雇と賃金未払い問題を引き起こしました。実績のない、事業計画にも根拠のない企業誘致の経過が厳しく問われました。
- 3) 緊急雇用事業を活用し、コールセンターの人材育成事業が取り組まれ、15 億円余の税金が投入されました。最大の問題は、高額なリース料を認め、無償譲渡という事実

上の買い取りさえ容認したことです。厚労省とのやり取りと厚労省の通知の内容を質し、何度も審議が中断する事態となりました。また、研修事業の実態も、まともな講師もなく、3カ月後には東京や都城などへの出張を強いるなど実質的な仕事を行っていたこと。その収入が申請されていないこと。業務日誌が改ざんされていたことなどを指摘し、緊急雇用事業の対象とすべきでない事態だと質しました。結局、審議不十分で、一般会計決算は4年連続で継続審議となりました。

#### 4. 「みちのくアラート2014」でのオスプレイの飛行に反対すべきと主張。

陸上自衛隊東北方面隊による震災対処訓練「みちのくアラート2014」には、米軍、豪軍も参加し、米軍機オスプレイも参加します。これは事実上の軍事訓練ではないか、オスプレイの低空飛行訓練と岩手山演習場を訓練基地にする既成事実をつくるものとして反対するよう求めました。知事は「本県以外の地域での訓練の実施については、本件は可否を表明する立場にない」と逃げの答弁に終始しました。本来震災対処訓練は県や市町村など自治体が主体となって行うべきものであり、自衛隊主導の訓練は問題です。

以上